

物件等調達

仕様書

企画総務部 企画調査課 情報化・ICT 推進担当

件 名	京都市交通局外付けモニター等調達						
納品(履行)場所	京都市交通局 企画総務部 企画調査課（情報化・ICT 推進担当）						
契約期間	契約した日の翌日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで						
内 容	<p>1 適用</p> <p>本仕様書は、京都市交通局（以下「発注者」という。）の職員が利用している業務用パソコンに接続する外部モニターや有線キーボード等の調達に適用する。</p> <p>2 支払方法</p> <p>一括支払い</p> <p>3 納入場所</p> <p>京都市右京区太秦下刑部町 12 S A N S A 右京及び京都市内の交通局拠点（最大で以下の 4 か所を想定）。</p> <p>(1) 交通局本局：京都市右京区太秦下刑部町 12 S A N S A 右京</p> <p>(2) 姉小路総合指令所：（※受注者に別途提供、烏丸御池駅近く）</p> <p>(3) 竹田総合事務所：京都市伏見区竹田西段川原町 18</p> <p>(4) 醍醐高速鉄道事務所：京都市伏見区醍醐高畠町</p> <p>なお、納入場所及び台数の最新情報を受注者には別途提供する。</p> <p>4 対象機器</p> <table><tr><td>(1) 外部モニター（23.8型）</td><td>417 台</td></tr><tr><td>(2) 有線キーボード</td><td>522 台</td></tr><tr><td>(3) USB Type-C 用 HDMI 映像変換アダプター</td><td>68 個</td></tr></table> <p>※機器の仕様は、「8 機器の性能・規格等」に記載のとおり。</p> <p>5 納期</p> <p>令和 8 年 3 月 19 日（木）までに納品を完了すること。</p> <p>なお、契約期間終了日（令和 8 年 3 月 31 日（火））以降の納品は不可とするが、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに納品する可能性がある場合、受注者は発注者と協議・調整すること。</p> <p>6 契約範囲</p> <p>(1) 本契約の範囲には、機器の搬入及び発注者に対する諸手続きを含むものとし、組立設置は含まない。</p> <p>(2) 本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必</p>	(1) 外部モニター（23.8型）	417 台	(2) 有線キーボード	522 台	(3) USB Type-C 用 HDMI 映像変換アダプター	68 個
(1) 外部モニター（23.8型）	417 台						
(2) 有線キーボード	522 台						
(3) USB Type-C 用 HDMI 映像変換アダプター	68 個						

要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

7 その他

本仕様書に定めなき事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、受注者は発注者と協議するものとする。

8 機器の性能・規格等

調達機器は、以下(1)～(3)に示す基準品又は表に示す項目と同等以上の性能を有する機器とすること。

(1) 外部モニター (23.8型)

基準品：LCD-C242SDB-F (I-O DATA 製)

	項目	仕様	
ア	対応機種	Windowsパソコン	
イ	液晶パネル	パネルタイプ	IPSパネル又はADSパネル
		表面処理	ノングレアパネル
		最大輝度	250(cd/m ²)以上
		コントラスト比(標準値)	1000:1以上
		視野角度	上下：178°、左右：178°以上
ウ	ベゼル/筐体色	指定しない。ただし納品する機器のカラーは統一すること。	
エ	最大表示解像度	1920×1080(フルHD)以上	
オ	映像入力端子	HDMI×1、USB Type-C×1	
カ	USBポート	• USB Type-C×1以上(最低1つDisplayPort Alt Mode対応、Power Delivery対応とすること) • USB Type-A×3以上(最低2つはUSB 2.0以上、HUB機能ありとすること。3つ目についてはUSB給電DC5V 0.9A以上への対応が可能であれば可とする。)	
キ	定格電圧	AC100V 50/60Hz(電源内蔵)	
ク	プラグ&プレイ	VESA DDC2B	
ケ	VESA規格対応	VESAマウントインターフェイス100×100mm	
コ	スタンド機能	• 高さ調整：最大高さ480mm以上(調整幅110～150mm程度) • ピボット回転：左右90° • チルト調整：上+20°、下-5°以上 • スイベル(水平回転)：左右45°以上	

	サ	付属品	<ul style="list-style-type: none"> HDMI ケーブル ※1.5m 程度 電源コード ※1.5m 以上、PSE 適合品 USB Type-C ケーブル (Type-C to Type-C) ※Power Delivery 対応、1.5m 程度 ※DisplayPort Alt Mode 対応 ※Thunderbolt™ 対応 その他 必要部品
	シ	その他	<ul style="list-style-type: none"> 新品 スタンド部分（台座、ネック部分）は取り外しを可能とすること 無輝点保証をメーカーとして実施していること。また、対外的に告示していること（ホームページ等） グリーン購入法適合

(2) 有線キーボード

基準品：SKB-L1UBKN（サンワサプライ製）

	項目	仕様
ア	対応機種	Windowsパソコン
イ	対応O S	Windows11
ウ	接続規格	USB Type-A (USB 1.1)
エ	キー配列	<ul style="list-style-type: none"> 日本語 OADG 109A 配列準拠 テンキー付きモデル
オ	キーピッチ	19mm
カ	キーストローク	2~3mm
キ	角度調整スタンド	あり
ク	外形寸法	<ul style="list-style-type: none"> 横幅：400mm~450mm 奥行：120mm~145mm 高さ：18mm~30mm
ケ	ケーブル長	1.5m 程度
コ	その他	<ul style="list-style-type: none"> 新品

(3) USB Type-C 用 HDMI 映像変換アダプター

基準品：AD-ALCHD02（サンワサプライ製）

	項目	仕様
ア	対応機種	Windowsパソコン
イ	対応O S	Windows11
ウ	変換先ディスプレイ数	HDMI 1台
エ	最大解像度	4K/30Hz 程度
オ	ケーブル長	0.2m 程度

	力	その他	新品
9 納品条件			
<p>(1) 搬入に伴う廃棄物（梱包材や不要な箱等）の処分は受注者で適切に実施し、機器を設置する執務室等に残置しないこと。ただし、箱納品の場合の包装材等は除く。</p> <p>(2) 受注者は、機器の納品を完了するまでの間、輸送、搬入、保管等に際し生じた事故についてその責を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、納品日時等のスケジュール詳細について、速やかに発注者と協議のうえ決定するとともに、「全体スケジュール」、「緊急連絡先を含めた作業連絡体制図」を発注者に提出すること。</p> <p>(4) 受注者は、業務遂行に際して第三者に損害を与えた場合、責任を持ってその対応に当たること。</p>			
10 製品保証等			
<p>(1) 納入する外部モニターは全台納品日を起算日として5年間の製品保証期間を有すること。先行して納品された機器についても、正式な納品日までの期間も含めて保証対象とすること。</p> <p>(2) 製品保証期間内に不良や故障が生じた場合（初期不良を含む）は、速やかに良品への無償交換を行うこと。また、機器の梱包・集荷・返送（実施者は発注者・配送業者を問わない）に係る送料及び代替品の発送に係る送料は受注者において負担すること。ただし、発注者（利用者）による取扱いが不適当であるために生じた故障・損傷はこの限りではない。</p> <p>(3) 製品保証の対象には、機器本体（内部部品、電源ユニット）に加え、液晶パネル、バックライトを含むすべての主要構成部品を含むものとする。</p> <p>(4) 修理、交換に係る機器の返送については、有償・無償を問わず配送業者の指定を行わないこと。</p> <p>(5) 製品保証の受付時に最低限必要な書類は製品ロット番号とする。その他提出方法の詳細（メール、フォーム、返送時に同梱等）は受注者又はメーカーが定める所定の手続方法に則る。</p>			
11 再委託の禁止			
<p>(1) 受注者は、発注者の書面による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託（以下「再委託」という。）し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。</p> <p>(2) 受注者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させるとときは、その者の商号又は名称、委託を行う業務の内容及び理由を付して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。</p>			

- (3) 受注者は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (4) 受注者は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- (5) 受注者は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、発注者の求めに応じて、その状況を発注者へ報告しなければならない。

1.2 不適合責任

- (1) 発注者は、納品された調達物品が種類、品質又は数量に関して、本仕様書に適合しない場合（以下、不適合という）は、受注者に対して、不適合の修正等の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、受注者は発注者が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- (2) 発注者は、不適合により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- (3) 不適合について、発注者による追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、目的を達することができないときは、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- (4) 受注者が本条に定める責任その他の不適合責任を負うのは、契約書第5条第1項の検査に合格した日（契約に付随する業務にあっては、当該業務の一工程の履行が完了した日）から2年以内に、発注者から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約書第5条第1項の検査に合格した時点（契約に付隨する業務にあっては、当該業務の一工程の履行が完了した時点）において、受注者が不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- (5) (1)から(2)までの規定は、不適合が発注者の提供した資料等又は発注者の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。